

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	滝 川 市

## 滝川市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 滝川市産業振興部農政課農村振興係  
所 在 地 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号  
電 話 番 号 0 1 2 5 - 2 8 - 8 0 3 3  
F A X 番 号 0 1 2 5 - 2 3 - 5 8 3 9  
メールアドレス nousin@city.takikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス、ウサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道滝川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	153 千円 2.5ha
	小麦	107 千円 0.5ha
	大豆	46 千円 0.13ha
ヒグマ	—	0 千円 0.00ha
キツネ	—	0 千円 0.00ha
アライグマ	りんご	203 千円 0.08ha
カラス	—	0 千円 0.00ha
ウサギ	—	0 千円 0.00ha

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカは、特に江部乙東地区内及び東滝川地区内にある山林から融雪後、また、雪の降り始めに農地に降りてきて水稻及び小麦等の食害と踏み倒しによる被害がある。</li> <li>・被害が集中するのは山林に近い江部乙東地区、東滝川地区近隣の農地であるが、さらにその農地の周囲に被害が波及している。</li> <li>・近年では市街地や道路周辺への出没も増え、農業生産者のみならず、住民生活にも影響している。</li> </ul>
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林に近い江部乙東地区及び東滝川地区に加え、市街地に近い河川敷等においても目撃情報がある。現在まで被害は確認されていないものの、出没件数の増加及び出没範囲の拡大から、今後農業被害のほか、人的被害も懸念される。</li> </ul>
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に生息しており、被害は報告されていないが、予防及び減少に努める必要がある。</li> </ul>
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域全域に生息し、収穫前のりんごやスイートコーン等への食害が確認されている。また、農村地域に近い市街地での被害も増えており、家庭菜園のトマト等への食害も確認されている。</li> </ul>
カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に生息しており、被害は報告されていないが、畜産農家での配合飼料荒らし等の被害が予想される。</li> </ul>

ウサギ	・江部乙東地区の果樹園において、リンゴの樹皮の食害が確認されている。
-----	------------------------------------

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
エゾシカ	被害額	306千円	275千円
	被害面積	3.13ha	2.82ha
ヒグマ	被害額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
キツネ	被害額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
アライグマ	被害額	203千円	183千円
	被害面積	0.08ha	0.07ha
カラス	被害額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
ウサギ	被害額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題	
捕獲等に関する取組	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～翌3月の間、猟友会へ依頼し、銃器による駆除を実施。</li> <li>・10、11月に2回猟友会会員を参集し、一斉駆除を実施。</li> <li>・捕獲活動に対して、報償費(定額)を交付。(猟友会へ有害鳥獣駆除報償費610,000円/年)</li> </ul>	<p>ヒグマについては、体制整備を図っているが、市街地に近い地域での出没があり、対応に苦慮しているため、さらなる体制強化や関係機関との連携強化が必要である。</p> <p>アライグマについては、防除実施計画に基づき農業者等を捕獲従事者と位置づけ、自己所有地での箱罠による捕獲を実施しているが、捕獲箱罠の不足から、捕獲可能頭数に限界がある。</p> <p>また、猟友会会員の高齢化により、捕獲者の担い手が不足している。</p>
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没情報があった際の痕跡確認や周辺住民への注意喚起。</li> <li>・猟友会による出没場所周辺や想定される移動経路の警戒パトロール。</li> </ul>	
	キツネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～翌3月の間、猟友会へ依頼し、銃器による駆除を実施。</li> <li>・2、3月に3～4回猟友会会員を参集し、一斉駆除を実施。</li> </ul>	
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマ捕獲従事者講習会を開催し、受講した農業者に箱罠を貸し出し、捕獲・駆除を実施。</li> </ul>	

	カラス	・4月～翌3月の間、猟友会へ依頼し、銃器による駆除を実施。	
	ウサギ	・被害がある農家から依頼があった際に、猟友会会員の銃器による駆除を実施。	
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	・農作物の食害を防止するため、平成24年度から市単独事業により、電牧柵の設置に必要な経費の助成を実施。 ・平成24年度～令和6年度26か所設置。	電牧柵が設置されていない圃場での被害対策。
生息環境管理その他の取組	アライグマ	・アライグマ捕獲従事者講習会の実施による捕獲従事者の人材育成。	新規アライグマ捕獲従事者の減少。

#### (5) 今後の取組方針

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	・有害鳥獣駆除期間における駆除の実施回数を増やし、捕獲頭数の増加に努める。 ・猟銃による駆除が困難な場所ではくくりわなを設置するなど、多角的な駆除を推進する。
ヒグマ	・猟友会、警察署等と連携し、痕跡確認や警戒パトロールを行うとともに、出没地域への看板設置やSNSを活用した注意喚起により、人命及び農作物への被害防止に努める。 ・監視カメラや忌避装置を設置することで、侵入経路を特定し、必要な対策を講ずる。
アライグマ	・防除実施計画に基づき技術講習会を開催し、農業者等の捕獲従事者の増員を図るとともに、箱罠を増台し、捕獲・駆除を推進する。
その他	・滝川市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、猟友会、関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所や捕獲状況及び生息状況の情報をもとに、被害防止対策を検討する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道猟友会滝川支部滝川部会に年間の駆除・捕獲について依頼する。</li> <li>・アライグマについては、農業者等の捕獲従事者が箱罠を設置し捕獲する。捕獲後は、殺処分し、中空知衛生施設組合で焼却処理を行う。</li> </ul> |
|---|

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス、ウサギ	有害鳥獣の捕獲活動に対して猟友会に助成を行うほか、狩猟免許等取得費用及び猟銃等取得費等の助成を行うことで、捕獲を行う人材育成及び体制整備を図る。
令和8年度	同上	同上
令和9年度	同上	同上

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカ、キツネ、カラスの捕獲計画数は、過去3年間（令和3年度、令和4年度、令和5年度）の捕獲実績の平均として設定する。</li> <li>・ウサギの捕獲計画数は、過去3年間の捕獲実績（令和3年度：1頭、令和4年度：0頭、令和5年度：1頭）の捕獲実績から、各年度3頭に設定する。</li> <li>・アライグマの捕獲計画数は、過去3年間の捕獲実績（令和3年度：300頭、令和4年度：316頭、令和5年度：333頭）の平均として設定する。</li> </ul>			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	96頭	96頭	96頭
ヒグマ	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する。		
キツネ	34頭	34頭	34頭
アライグマ	316頭	316頭	316頭
カラス	83羽	83羽	83羽
ウサギ	3頭	3頭	3頭
捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	取組内容		
エゾシカ	猟銃による駆除を実施。（4月～翌年3月）10、11月に猟友会会員を参集し、一斉駆除を実施。 目標：96頭		
ヒグマ	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する。		
キツネ	猟銃による駆除を実施。（4月～翌年3月）2、3月に猟友会会員を参集し、一斉駆除を実施。 目標：34頭		
アライグマ	農業者等を捕獲従事者として箱罠を貸し出し、各所有地内に設置・捕獲。 目標：316頭		
カラス	猟銃による駆除を実施。（4月～翌年3月） 目標：83羽		
ウサギ	例年被害が見られる果樹園農家に被害状況を確認し猟銃による駆除を実施。（2月～3月） 目標：3頭		

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を防ぐ事前策として、わなの設置、電牧柵などが有効であるが、支えとなる立木の確保など設置場所の条件が満たされなければならない。農地での被害が発生している場合には、確実に駆除することが重要であり、警戒心の強いエゾシカなどを駆除する場合は射程が長く、威力の高いライフル銃による個体調整の必要性がある。</li> <li>・これらの理由から、本市における猟友会による取組内容として、ライフル銃を用いた駆除が不可欠となる。</li> </ul>

特定ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積の広い農地で被害が発生している場合、散弾銃では射程が短いことから、確実に駆除を行うには不十分な場合が散見される。そのため、本市における猟友会による取組内容として、特定ライフル銃を用いた駆除が不可欠である。</li> </ul>

- (4) 許可権限委譲事項  
該当なし。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	市単独事業による電牧柵の設置。	同左	同左

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	農業者による電牧柵の管理	同左	同左

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ヒグマ	監視カメラによる侵入経路及び個体の特定と忌避装置による農地・人里への侵入防止
	アライグマ	防除実施計画に基づき、農業者等の捕獲従事者に箱罠を貸し出し、捕獲・駆除を実施
令和8年度	ヒグマ	監視カメラによる侵入経路及び個体の特定と忌避装置による農地・人里への侵入防止
	アライグマ	アライグマ捕獲従事者講習会の開催による捕獲技術等の知識の普及

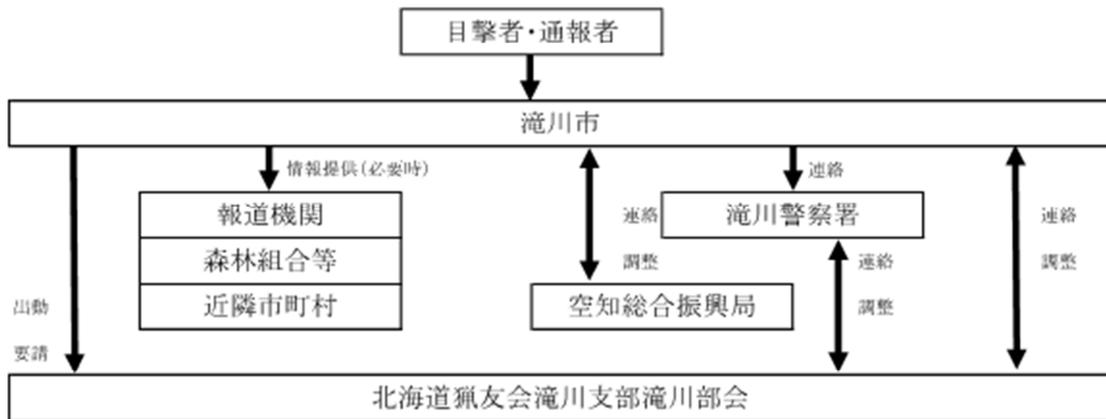
令和9年度	ヒグマ	監視カメラによる侵入経路及び個体の特定と忌避装置による農地・人里への侵入防止
	アライグマ	防除実施計画に基づき、農業者等の捕獲従事者に箱罟を貸し出し、捕獲・駆除を実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
空知総合振興局	関係機関との連絡調整
滝川警察署	住民の避難誘導、立ち入り規制、住民の啓発、情報提供
滝川市	情報収集及び関係機関との連絡調整、住民への啓発・周知
北海道猟友会滝川支部滝川部会	関係機関と連携し、有害鳥獣の駆除・捕獲等の実施、現地の状況調査

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・エゾシカについては、自家消費及び食肉加工施設への搬入を行い、食肉用として利活用する。
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉加工施設への搬入によるエゾシカの有効利用。
ペットフード	
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	滝川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
たきかわ農業協同組合	被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北海道中央農業共済組合中空知支所	被害情報の収集及び出没などの情報提供
空知農業改良普及センター中空知支所	被害防止対策への指導・助言
北海道猟友会滝川支部滝川部会	捕獲活動など被害防止の実施、有害鳥獣駆除体制の駆除班を編成
滝川市農業委員会	各地域での農業被害状況の把握・情報提供
農業者代表	各地域での農業被害状況の把握・情報提供
空知土地改良区	改良区幹線用水路の対応
滝川市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲及び被害防止対策の実施
滝川市	総括的な協議会の運営、連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

該当なし。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成：滝川市、北海道猟友会滝川支部滝川部会

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・有害鳥獣駆除捕獲体制の確立に向け、施策の実施には柔軟に取り組むこととする。
--